

## 平成23年度の公立大学法人宮城大学評価委員会の審議について

### I 平成22年度業務実績評価について（地独法28条1項）

【説明資料：資料3・4・5・6】

「資料3 評価の実施要領」（平成21年12月17日評価委員会決定）に基づいて、平成22年度の宮城大学業務実績について評価いただきます。

法人から提出された「資料4 業務実績報告書」及び「資料5 同附属資料」に基づき、「項目別評価」及び「全体評価」を行っていただきます。各委員の評価には、「資料6 平成22年度業務実績報告（自己評価）の評定一覧」を様式として使用していただきます。

#### ◎項目別評価

- ① 「資料4 業務実績報告書」及び「資料5 同附属資料」をもとに、法人からのヒアリング（7/13・第1回評価委員会）により、法人の自己評価結果の妥当性について調査・分析する。
- ② 結果は項目ごとに「資料3 評価の実施要領」の第4の2「項目別評価」に定める「S～D」の5段階で評定するとともに、法人の業務運営において評価すべき点や改善すべき点が明らかになるよう、その理由を付記する。特に法人の自己評価の評定が委員（会）の判断と異なる場合は、その判断理由等を示す。

#### ◎全体評価

- ① 項目別評価の結果を踏まえた上で、総括的に記述式で評価を行う。
- ② 教育研究の質の向上や教育研究成果の社会への還元に結びつくと認められる取組を積極的に評価するとともに、課題とする点や法人に対する要望等を記載する。

### II 財務諸表及び残余额を中期計画に定める剰余金の使途に充てることの承認に係る意見について

（地独法34条、40条）【説明資料：資料7】

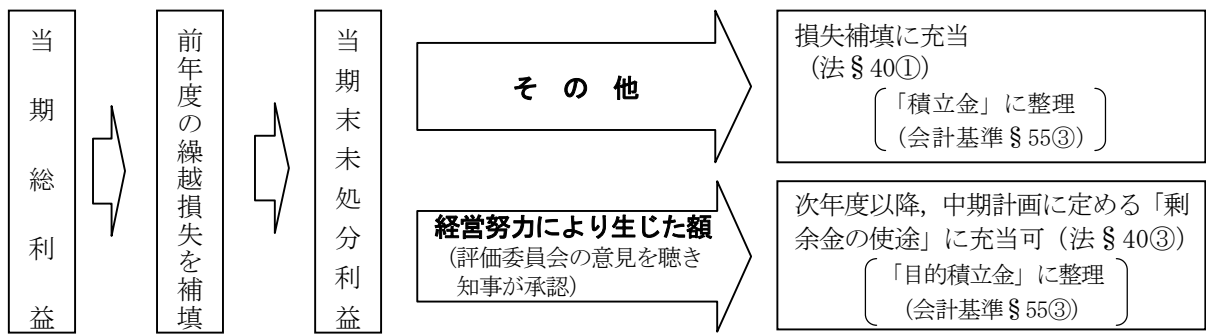
- 1 法人から提出された「資料7 平成22年度財務諸表」について、知事が承認するに際しての意見をいただきます。（地独法34条3項）

法人からのヒアリング（7/13・第1回評価委員会）により意見をお願いします。

- 2 平成22年度の残余额（89,789,124円：「資料7 平成22年度財務諸表」P2に記載）を中期計画に定める剰余金の使途（「教育研究の質の向上」並びに「組織運営及び施設設備の改善」）に充てることについて、知事が承認するに際しての意見をいただきます。（地独法40条5項）

法人から提出された「資料7 平成22年度財務諸表」をもとに、ヒアリング（7/13・第1回評価委員会）により意見をお願いします。

**【参考 残余额の承認の流れ】（地独法40条1項，3項）**



※ 中期目標期間（6年）終了後，目的積立金及び積立金は，原則として県に返還。ただし，知事の承認があれば次期中期目標期間（6年）の財源に充当可能。

## ◇地方独立行政法人法（H15.7.16 法律第 118 号）〈抜粋〉

（各事業年度に係る業務の実績に関する評価）

### 第二十八条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

- 2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。
- 3 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。
- 4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあつては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。
- 5 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。

（財務諸表等）

### 第三十四条 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見（次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない地方独立行政法人にあつては、監事及び会計監査人の意見。第四項及び第九十九条第八号において同じ。）を付けなければならない。
- 3 設立団体の長は、第一項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 地方独立行政法人は、第一項の規定による設立団体の長の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を公告し、かつ、財務諸表並びに第二項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、設立団体の規則で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

（利益及び損失の処理等）

### 第四十条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

- 2 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。
- 3 地方独立行政法人は、毎事業年度、第一項に規定する残余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第二十六条第二項第六号の剰余金の用途に充てることができる。
- 4 地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る第一項又は第二項の規定による整理を行った後、第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることことができる。
- 5 設立団体の長は、前二項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 6 地方独立行政法人は、第四項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を設立団体に納付しなければならない。
- 7 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、設立団体の規則で定める。

## ◇地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解 (H16.3.24 総務省告示第221号) 〈抜粋〉

### 第55 資本の表示項目

- 3 利益剰余金は、法第40条第1項に基づく積立金（以下「**積立金**」という。）、法第40条第4項において定められている場合における前中期目標期間繰越積立金、法第40条第3項により中期計画で定める使途に充てるために、使途ごとに適切な名称を付した積立金（以下「**目的積立金**」という。）及び当期末処分利益に区分して表示する。なお、当期末処分利益の内訳として、当期総利益を表示するものとする。

### 第71 法第40条第3項による承認の額

利益の処分に関する書類において、目的積立金として整理しようとするときは、「地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額」（承認前には「地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けようとする額」としてその総額を表示しなければならない。（参考）

#### <参考>経営努力認定の考え方について

- 1 利益の処分に関する書類における「法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額」（承認前には「法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けようとする額」）は、地方独立行政法人の当該事業年度における経営努力により生じたとされる額である。
- 2 上記1の額の処分先としては、地方独立行政法人自体の動機付け確保の観点から、設立団体の長の承認を得て中期計画で定められることとなるが、地方独立行政法人の公共性等の性質により、その処分内容についてはいかなるものであっても認められるというものではなく、合理的な使途でなければならない。
- 3 「法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額」が、地方独立行政法人の経営努力により生じたものであることについては、地方独立行政法人が自らその根拠を示すものとする。
- 4 具体的には、以下の考え方によるものとする。
  - (1) 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益（「第24行政サービス実施コスト」に定める、業務費用から控除すべき収入をいう。）から生じた利益については、経営努力により生じたものとする。
  - (2) 中期計画（年度計画）の記載内容に照らして、本来行うべき業務を効率的に行ったために費用が減少した場合には、その結果発生したものについては、原則として経営努力によるものとする。（本来行うべき業務を行わなかったために費用が減少したと認められる場合には、経営努力によらないものとする。）
  - (3) その他地方独立行政法人において経営努力によることを立証した場合は、経営努力により生じたものとする。

「財務諸表」及び「残余额を中期計画に定める剰余金の使途に充てること」について  
( 委員)

◎財務諸表に関する意見等

◎残余额を中期計画に定める剰余金の使途に充てることに対する意見等